

議案第174号

指定管理者の指定について

さいたま市立三室放課後児童クラブ等の指定管理者について、下記のとおり指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議決を求める。

平成30年11月28日提出

さいたま市長 清水 勇 人

記

1 指定管理者に管理を行わせる施設

- (1) 所在地 別紙のとおり
- (2) 名 称 別紙のとおり

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 さいたま市大宮区土手町1丁目213番地1
- (2) 名 称 社会福祉法人さいたま市社会福祉事業団
- (3) 代表者 理事長 船戸 均

3 指定する期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

(別紙)

所在地	名称
さいたま市緑区松木1丁目4番地11	さいたま市立三室放課後児童クラブ
さいたま市緑区大字中尾40番地1	さいたま市立中尾放課後児童クラブ
さいたま市緑区原山1丁目22番20号	さいたま市立原山放課後児童クラブ
さいたま市緑区東浦和6丁目13番地15	さいたま市立大牧放課後児童クラブ
さいたま市緑区大字大門1361番地13	さいたま市立大門放課後児童クラブ
さいたま市緑区道祖土1丁目1番1号	さいたま市立道祖土放課後児童クラブ
さいたま市岩槻区大字岩槻6619番地	さいたま市立城北放課後児童クラブ
さいたま市岩槻区仲町1丁目17番3号	さいたま市立太田放課後児童クラブ
さいたま市岩槻区西原4番97号	さいたま市立西原放課後児童クラブ
さいたま市岩槻区大字南下新井1191番地1	さいたま市立城南放課後児童クラブ
さいたま市岩槻区本町5丁目6番45号	さいたま市立岩槻放課後児童クラブ
さいたま市岩槻区大字慈恩寺259番地	さいたま市立慈恩寺放課後児童クラブ
さいたま市岩槻区諏訪2丁目6番1号	さいたま市立東岩槻放課後児童クラブ
さいたま市岩槻区大字黒谷1353番地	さいたま市立和土放課後児童クラブ
さいたま市岩槻区大字徳力136番地4	さいたま市立徳力放課後児童クラブ
さいたま市岩槻区大字柏崎762番地	さいたま市立柏崎放課後児童クラブ
さいたま市岩槻区上里2丁目2番地	さいたま市立上里放課後児童クラブ
さいたま市岩槻区大字尾ヶ崎1252番地	さいたま市立新和放課後児童クラブ
さいたま市緑区大字上野田16番地	さいたま市立野田放課後児童クラブ
さいたま市岩槻区本町1丁目11番11号	さいたま市立岩槻児童センター

さいたま市緑区大字大間木 4 7 2 番地

さいたま市立尾間木児童センター